

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年2月13日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（案）」に対する意見を臨時に代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（案）」に対する意見

「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（案）」については、異議ありません。

總人第1590号
平成20年2月5日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例及び特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤職員の給与の特例に関する条例」について貴委員会の意見を求めます。



特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する 常勤の職員の給与の特例に関する条例（案）

平成20年2月議会（定例会）

総務部人事課

条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例

2 制定の経緯及び必要性

本県の危機的な財政状況に対処するため、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の額を減ずる特例措置を講ずる必要がある。

3 制定案の概要

(1) 特別職の常勤の職員の平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額及び期末手当の額は、次のとおりとすることとする。（第1条及び第2条）

ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる職員の給料月額は、当該(ア)から(エ)までに掲げる割合に相当する額を減じた額とする。

(ア) 知事 100分の10

(イ) 副知事 100分の7

(ウ) 常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者 100分の5

(エ) 特別職の秘書 100分の3

イ 次の(ア)及び(イ)に掲げる職員の期末手当の額は、当該(ア)及び(イ)に掲げる割合に相当する額を減じた額とする。

(ア) 知事、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者 100分の15

(イ) 特別職の秘書 100分の2

(2) 教育長及び大学の学長の特例期間における給料月額及び期末手当の額は、それぞれア及びイに定める割合に相当する額を減じた額とすることとする。（第3条及び第4条）

ア 給料月額 100分の3

イ 期末手当の額 100分の15

(3) 一般職の常勤の職員の特例期間における給料月額、給料の調整額、教職調整額並びに管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額は、次のアからウに掲げる割合に相当する額を減じた額とすることとする。 (第5条)

ア 給料月額、給料の調整額及び教職調整額 100分の3

イ 管理職手当の額 100分の15

ウ 期末手当及び勤勉手当の額 100分の2

(4) 特例期間における沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年沖縄県条例第3号)附則第7項から第9項までの規定により支給される職員の給料の額及び教職調整額は、100分の3に相当する額を減じた額とする。 (第6条)

(5) 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間における沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年沖縄県条例第7号)附則第2項の規定により支給される職員の管理職手当の額は、100分の15に相当する額を減じた額とする。 (第7条)

(6) 平成20年3月30日から平成24年3月31日までの間において退職した者に関する沖縄県職員の退職手当に関する条例第7条の4第1項の規定の適用については、同項第1号から第4号までに定める額は、30,000円とすることとする。 (第8条)

(7) 知事は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとし、この条例に基づく規則を定めるに当たっては、人事委員会に協議するものとする。 (第9条)

(8) この条例は、平成20年4月1日から施行することとする。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、第8条の規定は平成20年3月30日から施行することとする。(附則第1項)

(9) 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例は、廃止することとする。 (附則第2項)

(10) 第6条第1項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規則及び第9項第1項の規則の制定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする。 (附則第3項)

(11) 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することとする。 (附則第4項)

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条及び第204条の2
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第24条及び第25条
- (3) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 読替表及び新旧対照表（附則第3項関係）

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例

(知事等の給与の特例)

第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者（次項において「知事等」という。）の平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号。以下この条において「知事等給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、知事にあっては知事等給与条例別表第1に定める給料月額からその100分の10に相当する額を、副知事にあっては同表に定める給料月額からその100分の7に相当する額を、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者にあっては同表に定める給料月額からその100分の5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める給料月額とする。

2 知事等の特例期間における期末手当の額は、知事等給与条例第7条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。

(特別職の秘書の給与の特例)

第2条 特別職の秘書（次項において「秘書」という。）の特例期間における給料月額は、沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号。次項において「秘書給与条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により知事が定める給料月額からその100分の3に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により知事が定める給料月額とする。

2 秘書の特例期間における期末手当の額は、秘書給与条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の2に相当する額を減じた額とする。

(教育長の給与の特例)

第3条 教育長の特例期間における給料月額は、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号。次項において「教育長給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその100分の3に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める給料月額とする。

2 教育長の特例期間における期末手当の額は、教育長給与条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。

（大学の学長の給与の特例）

第4条 大学の学長の特例期間における給料月額は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により任命権者が定める給料月額からその100分の3に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により任命権者が定める給料月額とする。

2 大学の学長の特例期間における期末手当の額は、給与条例第27条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。

（一般職の職員の給与の特例）

第5条 給与条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号。以下この項及び第4項において「任期付研究員条例」という。）又は沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号。以下この項、次項及び第4項において「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員（大学の学長を除く。以下この条において「職員」という。）の特例期間における給料月額は、給与条例第5条、第6条、第7条（沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号。以下この項において「育児休業条例」という。）第15条及び第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第7条の2第2項、任期付研究員条例第5条第1項から第4項まで（同条第3項及び第4項については、育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）並びに任期付職員条例第7条第1項から第3項まで（同条第2項及び第3項については、育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第8条第1項から第3項まで及び第9

条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下この項において「減額前の給料月額」という。）からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額、教職調整額及び勤務1時間当たりの給与額（給与条例第3条の勤務1時間当たりの給与額を除く。次項において同じ。）の算出の基礎となる給料月額は、減額前の給料月額とする。

- 2 職員の特例期間における給料の調整額は、給与条例第8条第1項及び任期付職員条例第8条第4項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる給料の調整額（以下この項において「減額前の給料の調整額」という。）からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は、減額前の給料の調整額とする。
- 3 職員の特例期間における管理職手当の月額は、給与条例第10条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる管理職手当の月額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる管理職手当の月額とする。
- 4 職員の特例期間における期末手当の額は、給与条例第27条第2項（同条第3項、任期付研究員条例第6条第3項及び任期付職員条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、給与条例第27条第2項の規定による期末手当の額からその100分の2に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 5 職員の特例期間における勤勉手当の額は、給与条例第28条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による勤勉手当の額からその100分の2に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 6 職員の特例期間における教職調整額は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による教職調整額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条例第4条（第1号（給与条例第35条に係る部分に限る。）、第3号及び第4号を除く。）の規定により

給料とみなす教職調整額は、同項の規定による教職調整額とする。

(沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する特例)

第6条 特例期間における沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号。以下この条及び附則第3項において「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成18年改正 条例附則第7 項	その者の受ける 給料月額	その者に係る給与条例第5条、第6条、第7条（沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号。以下この項において「育児休業条例」という。）第15条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第7条の2、任期付研究員条例第5条第1項から第4項まで（同条第3項及び第4項については、育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）並びに任期付職員条例第7条第1項から第3項まで（同条第2項及び第3項については、育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第8条第1項から第3項まで及び第9条の規定による給料月額（以下この項において「切替え後の給料月額」という。）
	給料月額に	給料月額（以下この項において「切替え前の給料月額」という。）に
	人事委員会規則	規則
	給料月額の	特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（平成20年沖縄県

		条例第 号。次項及び附則第 9 項において「減額特例条例」という。) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による給料月額の
	その差額に相当する額	切替え前の給料月額と切替え後の給料月額との差額に相当する額からその100分の 3 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額
平成18年改正 条例附則第 8 項	前項	減額特例条例第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用される前項
	人事委員会規則	規則
平成18年改正 条例附則第 9 項	前 2 項	減額特例条例第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用される前 2 項
	人事委員会規則	規則

2 特例期間における平成18年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員に関する第 5 条第 6 項の規定の適用については、同項中「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）第 3 条第 1 項」とあるのは、「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第 3 号）附則第11項第 1 号の規定により読み替えて適用される義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）第 3 条第 1 項」とする。

（沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規定による管理職手当に関する特例）

第 7 条 平成20年 4 月 1 日から平成23年 3 月 31 日までの間における沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(平成19年沖縄県条例第7号)附則第2項の規定の適用を受ける職員に関する第5条第3項の規定の適用については、同項中「給与条例第10条第2項」とあるのは、「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年沖縄県条例第7号)附則第2項の規定により読み替えて適用される給与条例第10条第2項」とする。

(退職手当の調整額に関する特例)

第8条 平成20年3月30日から平成24年3月31日までの間において退職した者に関する沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)第7条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「50,000円」とあり、同項第2号中「45,850円」とあり、同項第3号中「41,700円」とあり、及び同項第4号中「33,350円」とあるのは、「30,000円」とする。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 知事は、この条例に基づく規則を定めるに当たっては、人事委員会に協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、第8条の規定は平成20年3月30日から施行する。

(知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の廃止)

2 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例(平成10年沖縄県条例第19号)は、廃止する。

(この条例の施行に関し必要な手続その他の行為)

3 第6条第1項の規定により読み替えて適用される平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規則及び第9条第1項の規則の制定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年沖縄県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項中「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第8項を削る。

平成20年2月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

本県の危機的な財政状況に対処するため、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の額を減ずる特例措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

読替表（第6条第1項関係）

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）読替表

減額特例条例第6条第1項による読替後

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者に係る給与条例第5条、第6条、第7条（沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号。以下この項において「育児休業条例」という。）第15条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第7条の2、任期付研究員条例第5条第1項から第4項まで（同条第3項及び第4項については、育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）並びに任期付職員条例第7条第1項から第3項まで（同条第2項及び第3項については、育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第8条第1項から第3項まで及び第9条の規定による給料月額（以下この項において「切替え後の給料月額」といえる。）が同日において受けた給料月額（以下この項において「切替え前の給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（平成20年沖縄県条例第1号。次項及び附則第9項において「減額特例条例」という。）第4条第1項及び第5条第1項の規定による給料月額のほか、切替え前の給料月額と切替え後の給料月額との差額に相当する額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（減額特例条例第6条第1項の規定により読み替えて適用される前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるとところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるとところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して減額特例条例第6条第1項の規定により読み替えて適用される前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、減額特例条例第6条第1項の規定により読み替えて適用される前2項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

読書表（第6条第2項関係）

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）読書表	
減額特例条例第6条第2項による読替後	
(一般職の職員の給与の特例)	
第5条 略 2～5 略	(一般職の職員の給与の特例) 第5条 略 2～5 略
6 職員の特例期間における教職調整額は、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第11項第1号の規定により読み替えて適用される義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）第3条第1項の規定による教職調整額から100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条例第4条（第1号（給与条例第35条の規定に限る。）、第3号及び第4号を除く。）の規定により給料とみなす教職調整額は、同項の規定による教職調整額とする。	6 職員の特例期間における教職調整額は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）第3条第1項の規定にかかるわらず、同項の規定による教職調整額から100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条例第4条（第1号（給与条例第35条の規定に限る。）、第3号及び第4号を除く。）の規定により給料とみなす教職調整額は、同項の規定による教職調整額とする。

説明表（第7条関係）

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年沖縄県条例第7号）説明表	
減額特例条例第7条による説明後	
第5条	（略）
2 （略）	<p>3 職員の特例期間における管理職手当の月額は、沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年沖縄県条例第7号）附則第2項の規定により説明と並んで適用される給与条例第10条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の15に相当する額（その額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められた額とする。</p>

（注） 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

読書表（第8条関係）

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）読書表

減額条例第8条による読書後	読書前
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（中略）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 30,000円 (2) 第2号区分 30,000円 (3) 第3号区分 30,000円 (4) 第4号区分 30,000円 (5) 第5号区分 25,000円 (6) 第6号区分 20,850円 (7) 第7号区分 16,700円 (8) 第8号区分 零</p> <p>2 以下 (略)</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（中略）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 50,000円 (2) 第2号区分 45,850円 (3) 第3号区分 41,700円 (4) 第4号区分 33,350円 (5) 第5号区分 25,000円 (6) 第6号区分 20,850円 (7) 第7号区分 16,700円 (8) 第8号区分 零</p> <p>2 以下 (略)</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表（附則第4項関係）

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年沖縄県条例第7号）新旧対照表	
改正案	前
1 (略)	(施行期日) 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
2 (略)	(平成23年3月31日までの間ににおける管理職手当に関する経過措置) 2 (略)
3 前項の規定の適用を受ける職員に対する知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例（平成10年沖縄県条例第19号）第4条の規定の適用については、同条中「同条第2項」とあるのは、「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年沖縄県条例第7号。以下この条において「平成19年改正条例」という。）附則第2項の規定により読み替えて適用される給与条例第10条第2項」と、「同項」とあるのは「平成19年改正条例附則第2項の規定により読み替えて適用される給与条例第10条第2項」とする。	
4 改正後の給与条例第31条第1項第2号に該当する職員（管理職員（沖縄県職員の給与に関する条例第10条第1項に規定する管理職員をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を除く。）を除く。）の平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間ににおける農林漁業普及指導手当の額は、改正後の給与条例第31条第2項の規定にかかるがわらず、当該職員の給料月額（平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額。次項及び附則第6項において同じ。）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて	(平成22年3月31日までの間ににおける農林漁業普及指導手当に関する経過措置) 3 改正後の給与条例第31条第1項第2号に該当する職員（管理職員（沖縄県職員の給与に関する条例第10条第1項に規定する管理職員をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を除く。）の平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間ににおける農林漁業普及指導手当の額は、改正後の給与条例第31条第2項の規定にかかるがわらず、当該職員の給料月額（平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額。次項及び附則第6項において同じ。）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて

得た額とする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

得た額とする。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の11
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の10
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の9

5 (略)

6 (略)

(人事委員会規則への委任)

7 (略)

(平成18年改正条例の一部改正)

8 (略)

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の 給与の特例に関する条例（案）の概要

1 条例制定の理由

平成 20 年度～ 23 年度までの間、本県の深刻な財政不足に対応するため、知事等の特別職及び一般職の給与を特例的に減ずる措置を講ずるために条例を制定する必要が生じた。

2 条例の内容

①特例措置の内容

1) 知事、教育長等を含む特別職

ア 給料の月額	知 事	10 % 減額
	副 知 事	7 % 減額
	企 業 局 長	5 % 減額
	教 育 長	3 % 減額
イ 期末・勤勉手当		15 % 減額
2) 一般職の職員		
ア 給料の月額		3 % 減額
イ 期末・勤勉手当		2 % 減額
ウ 退職手当の調整額		上限を一律 3 万円とする
エ 管理職手当		15 % 減額

③期間

平成 20 年度～ 23 年度（退職手当の調整額については平成 20 年 3 月 30 日から適用）

④影響額

年間約 4.5 億円